

公共交通優先の まちづくりを目指して

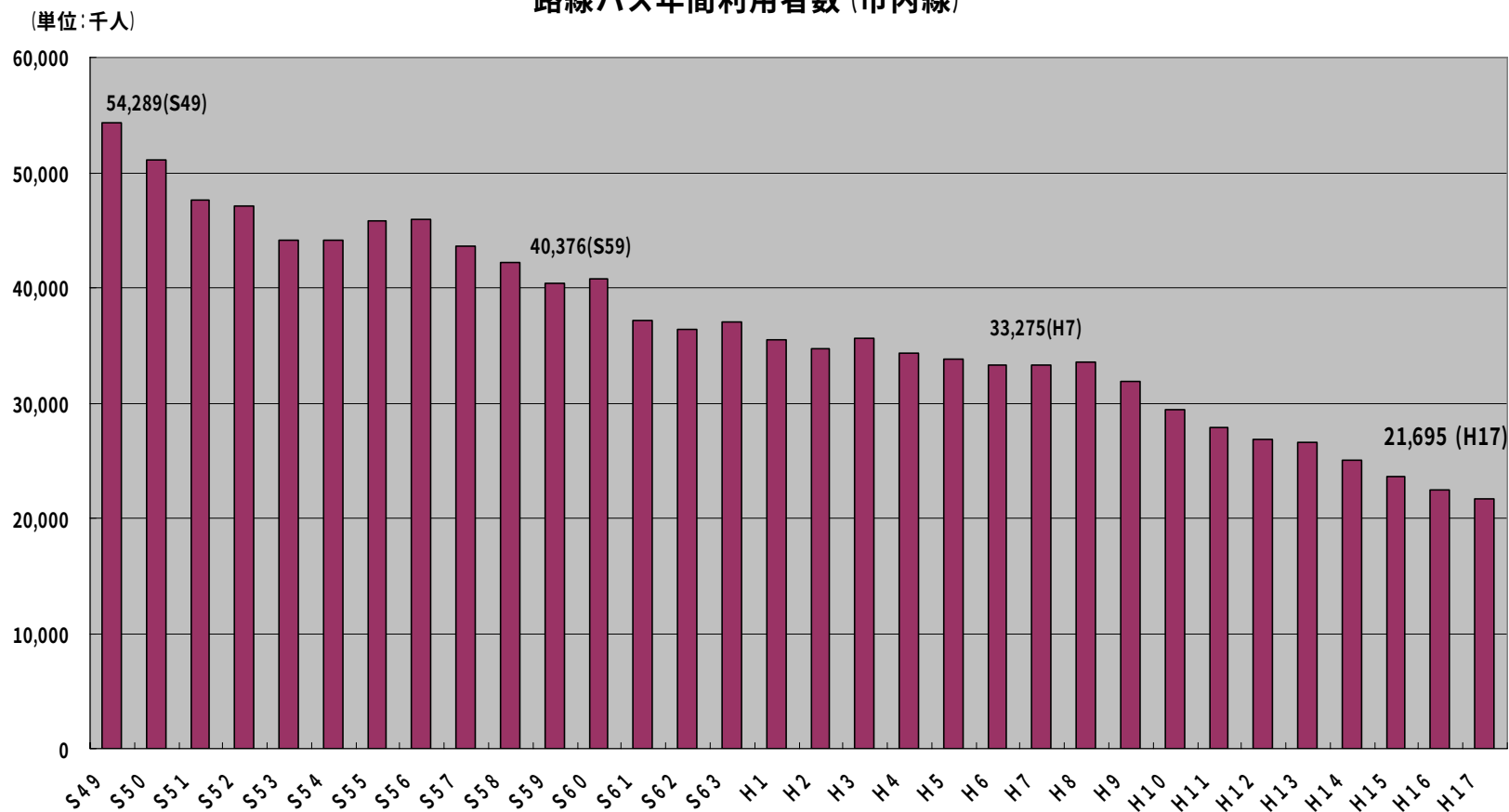
金沢市都市政策局

公共交通利用者数の推移 (路線バス)

路線バス利用者は減少傾向にある

昭和49年と比較し平成17年は40.0%

路線バス年間利用者数 (市内線)



(金沢市統計書)

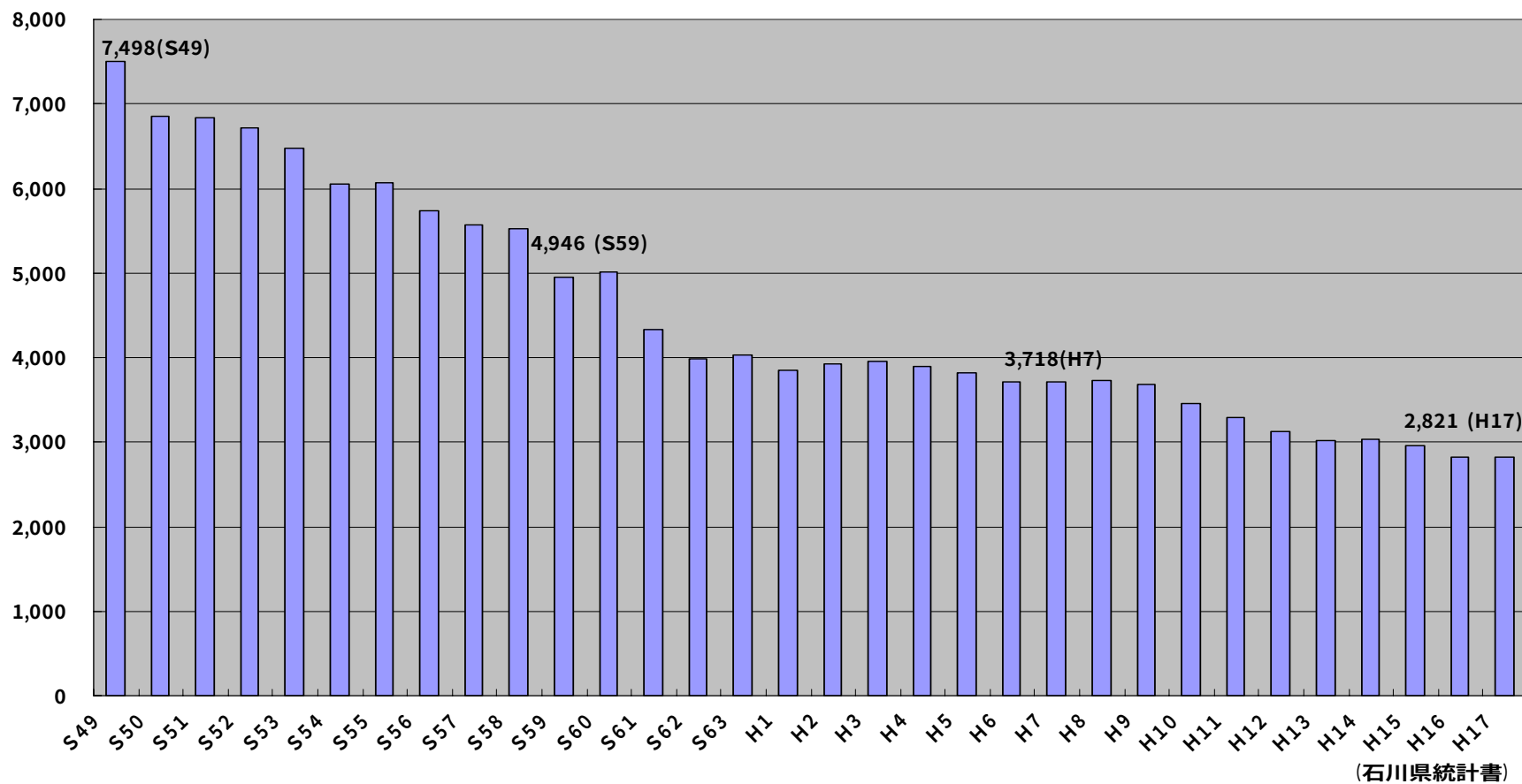
公共交通利用者数の推移 (北陸鉄道鉄道線)

鉄道利用者は減少傾向にある

昭和49年と比較し平成17年は37.6%

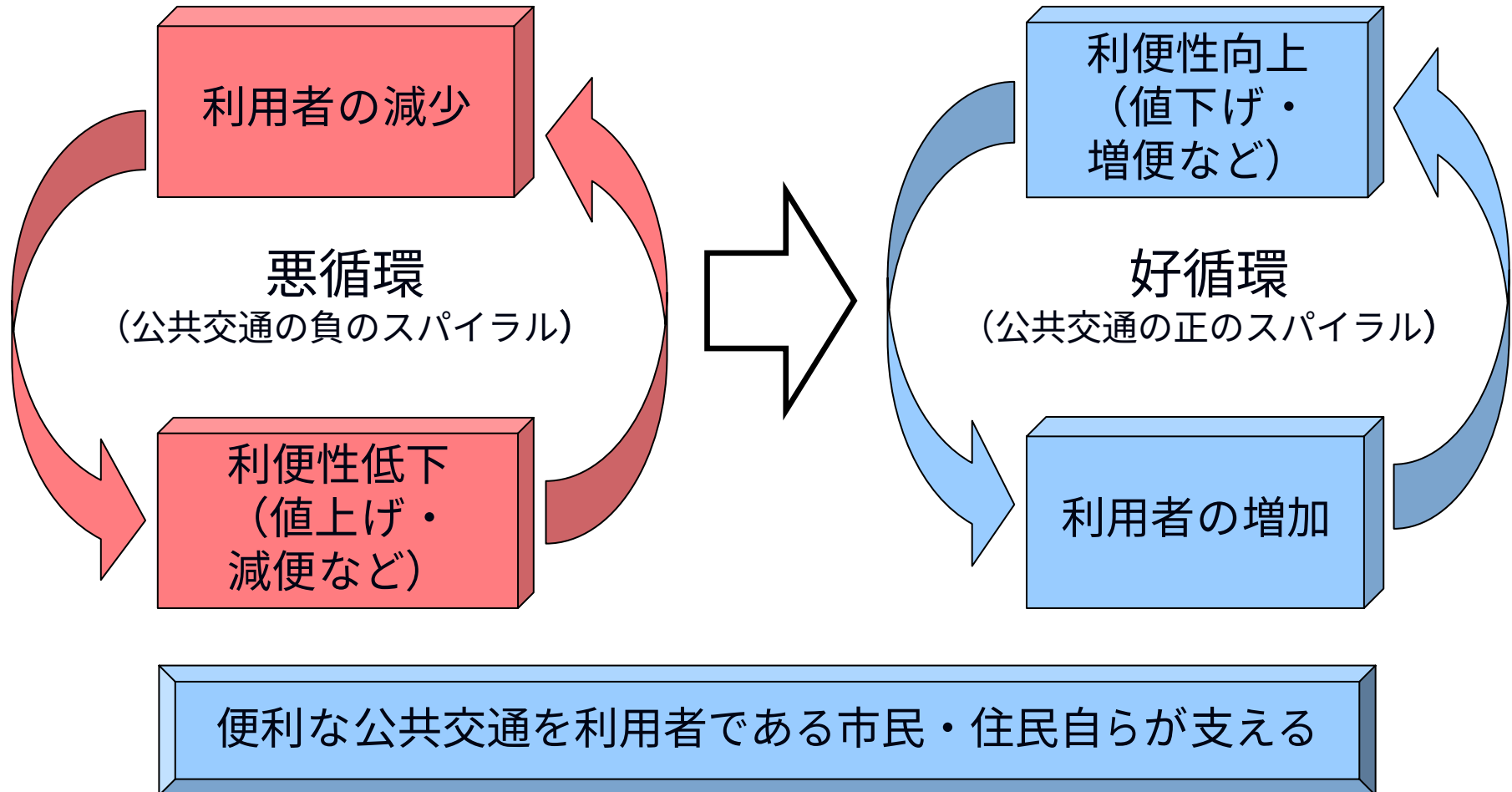
北陸鉄道鉄道線 (石川線・浅野川線) 年間利用者数

(単位:千人)



利用者減少の要因と改善の方向性

公共交通の意識改革



公共交通の利便性向上を図る取り組み1（金沢バストリガー協定）

金沢大学地区路線バス100円運行

I 運行概要

- 100円運行開始
平成18年4月1日

- 運賃低減区間

金沢大学～旭町周辺

区間運賃

200円又は170円



100円

※区間内で乗車し、降車した場合に限る

- 運行継続の条件

実施年度に対象区間から
得られた収入

>

基準年度（H17）に対象区間
から得られた収入

であれば、次年度以降も継続して実施、逆であれば原則元に戻す。

II 金沢大学地区金沢バストリガー協定

平成18年2月15日 金沢市長立ち会いのもと、北陸鉄道と金沢大学が協定締結

公共交通の利便性向上を図る取り組み1 (金沢バストリガー協定)

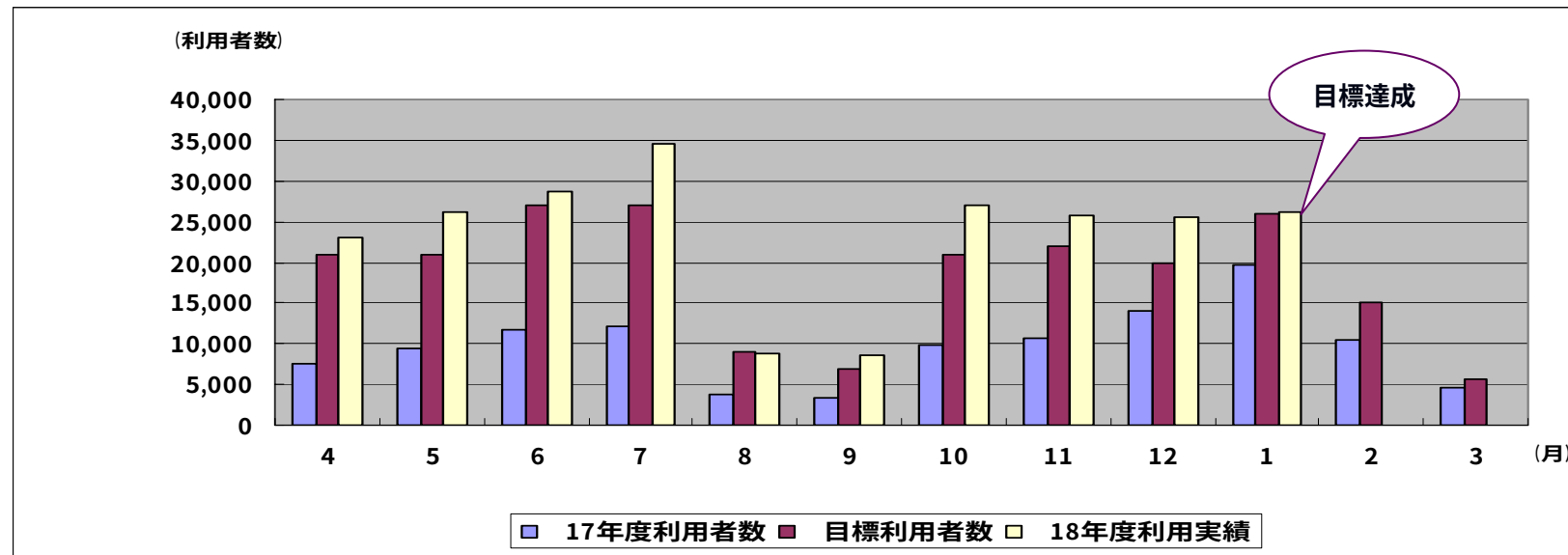
目標水準と達成状況

I 本年度の目標利用者数

対象区間内における平成17年度の運賃収入額を上回るために必要な利用者数

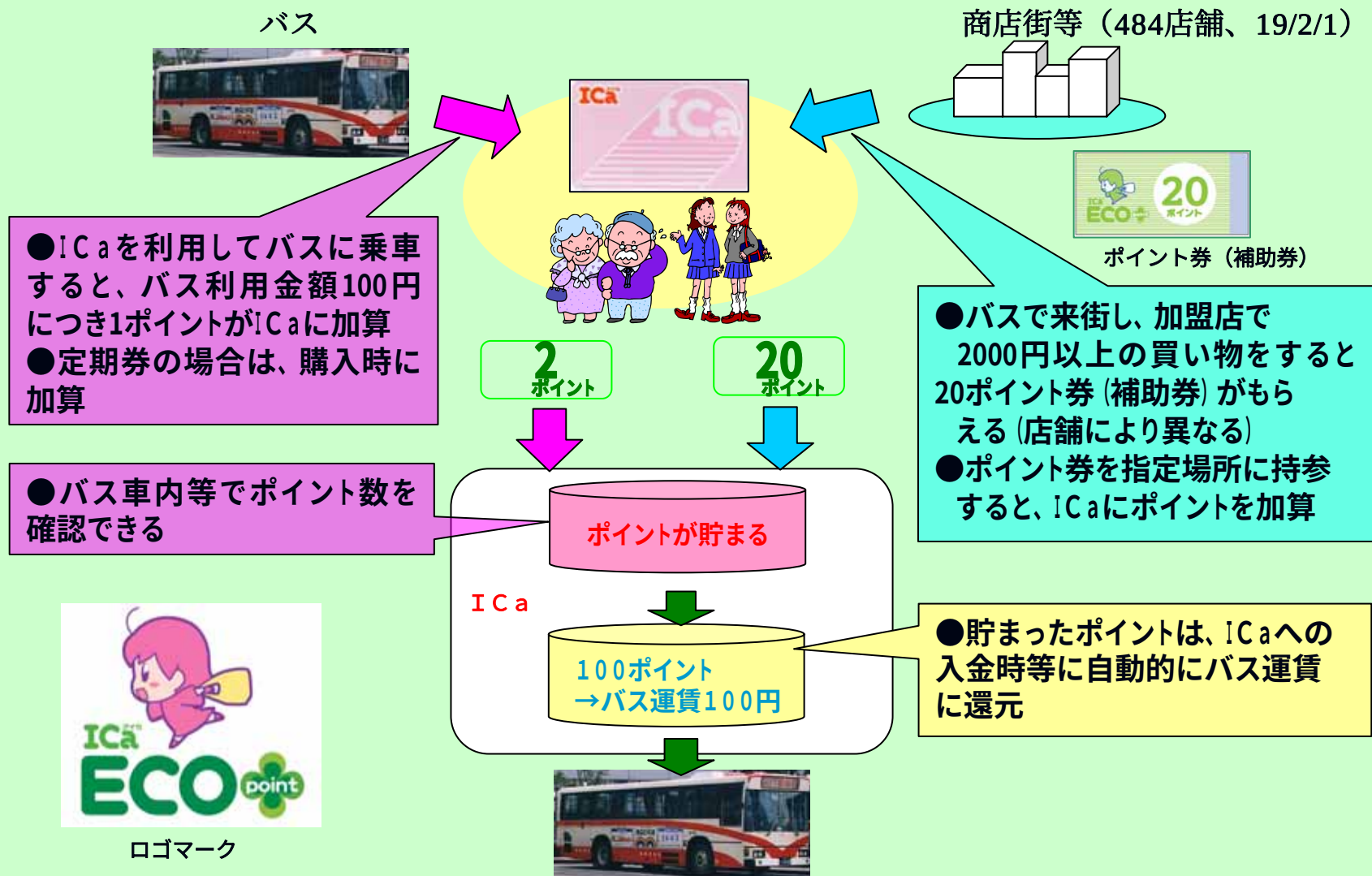
目標利用者数	221,687人 (189%)
昨年度推計利用者数	117,090人

II 現在の利用状況 (H19.1.18目標達成、1月末現在利用者数 234,175人)



公共交通の利便性向上を図る取り組み2（金沢エコポイント）

金沢エコポイントの仕組み



新金沢交通戦略の基本的な考え方

- ・ 公共交通を利用することの重要性

①少子高齢化の進展

②環境対策の推進

③まちの賑わい創出

- ・ 道路を始めとする**交通基盤の整備には限界**があるという特性

- ・ **北陸新幹線の金沢開業**を踏まえ、マイカーを利用しない来街者の移動手段を確保する必要性

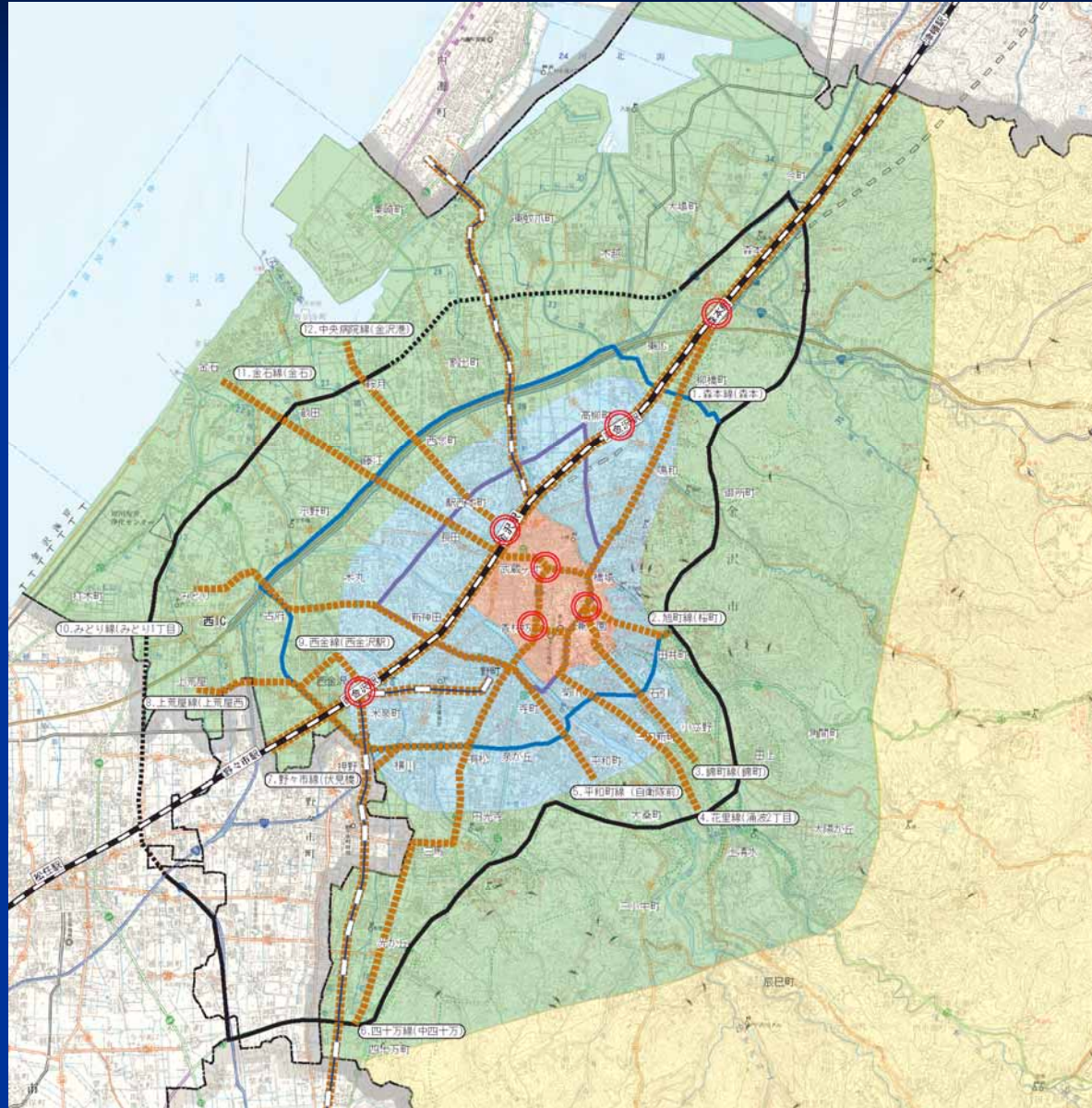
- ・ 以上のような観点から、**歩行者と公共交通を優先**するまちづくりを目指す必要がある。



この「交通体系に関する基本的な考え方」を実現するために、

- ・ 交通環境の違いに基づき本市を**4つのゾーンに区分** (別図参照)
- ・ 各ゾーンやゾーン間の連携等の「**基本方針**」
- ・ 「基本方針」に基づき実施すべき「**具体的な施策**」 を掲げる

別図 新金沢交通戦略ゾーン区分図



1. まちなかゾーンの基本方針と施策

1. まちなかゾーン (歩行者・公共交通優先ゾーン)

基本方針

- ・路線バス、ふらっとバス等により、ゾーン内についてはマイカーがなくても移動可能な、極めて高水準（便数・料金・快適性など）の域内モビリティを確保する。
- ・公共交通の利便性が極めて高いことから、ゾーン外からの来街やゾーン内での移動は、マイカーではなく公共交通の利用を原則とする。
- ・まちなかの賑わいは人々が歩いてこそ実現するという観点から、ゾーン内では歩けるまちづくりを推進する。

荷捌き駐車対策の実施



歩けるまちづくりの推進



まちなかは歩行者・公共交通優先であることの明確化

均一区間の料金低減

自転車走行環境の改善・走行ルールの徹底

まちなか駐車場の適正配置に向けた指導・支援

交通空白地域・交通不便地域の解消



バス専用レーンの活用



金沢駅～香林坊間の輸送容量の確保と効率的運行

歩行者の安全を重視した交通環境の整備



香林坊・武蔵ヶ辻のバス待ち環境の整備



中心商店街によるポイント制度の導入

2. 内・中環状ゾーンの基本方針と施策

2. 内・中環状ゾーン (公共交通利便ゾーン)

基本方針

- ・環状方向へのバス路線を確保することにより、現在の放射方向のみの路線体系から放射環状の路線体系を実現し、多方向へのモビリティを確保する。
- ・環状方向の路線創設に併せて、公共交通重要路線の創設など放射方向の路線の見直し・効率化を図ることにより、ゾーン全体としての域内及び域外のモビリティ（便数、方向など）の向上を図る。これにより、究極的には当ゾーンにおいても、マイカーがなくても移動可能な水準の公共交通の確保を目指す。
- ・当面はマイカーとの共存を図りつつも、比較的公共交通の利便性が高い地域であることを踏まえ、公共交通を可能な限り利用することを基本とする。特に「まちなかゾーン」への移動については公共交通の利用を原則とする。

東金沢駅の交通結節点機能の強化 (バス路線の充実、駅西広場の整備など)



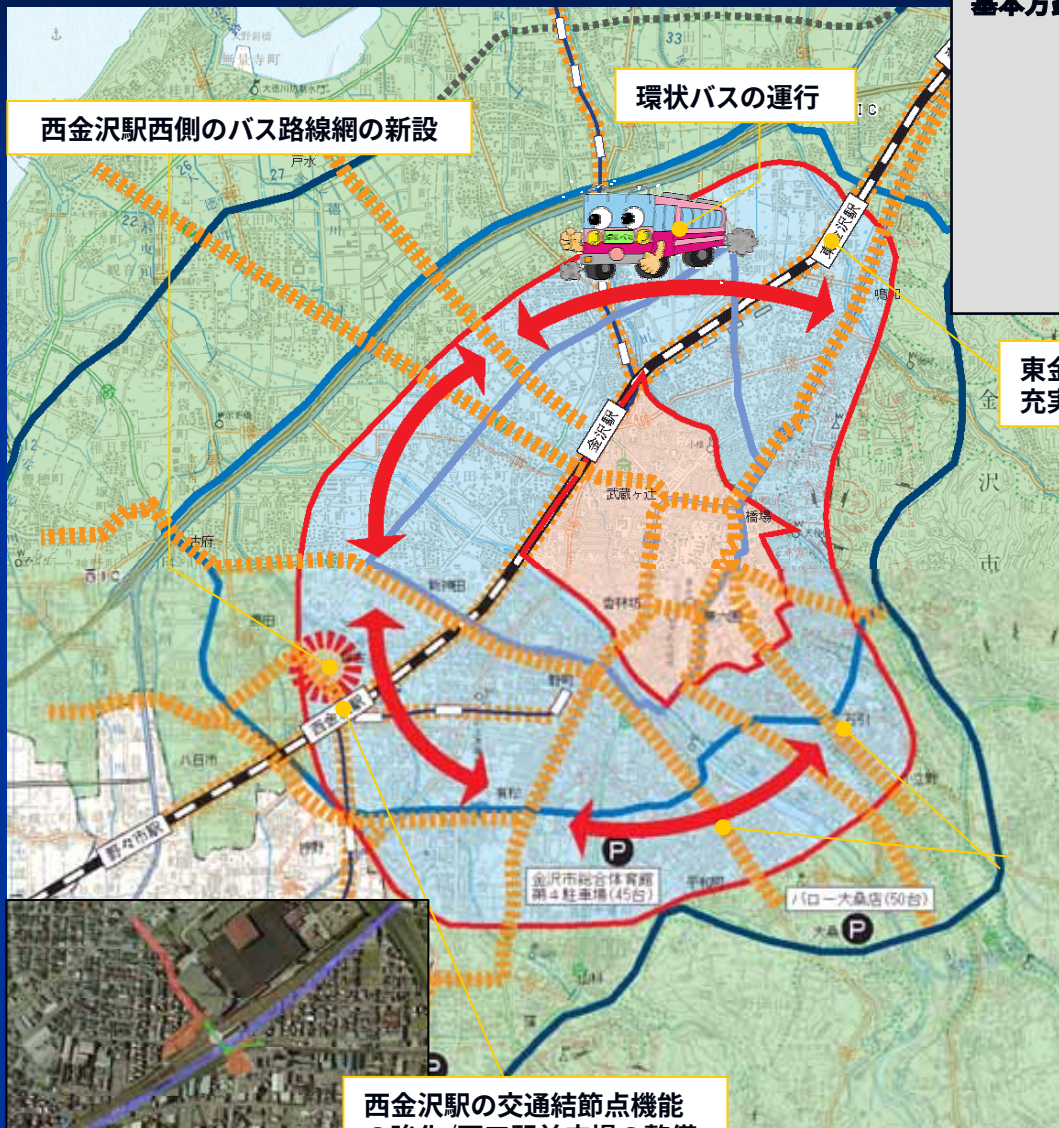
サイクル・アンド・ライド用駐輪場の設置と利用促進



サイクル・アンド・ライド概念図

西金沢駅西側のバス路線網の新設

環状バスの運行



西金沢駅の交通結節点機能の強化 (西口駅前広場の整備、自由通路の設置等)

3. 外環状ゾーンの基本方針と施策

3. 外環状ゾーン (公共交通とマイカーの共存ゾーン)

基本方針

- ・ 充実した道路基盤を活用して、ゾーン内での移動は公共交通とマイカーの両方の利用を前提とし、公共交通については公共交通重要路線までのアクセス等を中心に、需要に応じて適切な水準を確保する。
- ・ 当ゾーンから内側への移動は、公共交通重要路線上に配置するパーク・アンド・ライド (P&R) 駐車場等を活用することにより、公共交通を利用することを基本とする。

森本駅の交通結節点機能の強化

P&R駐車場基本指針に基づく通勤時P & R駐車場の計画的な設置

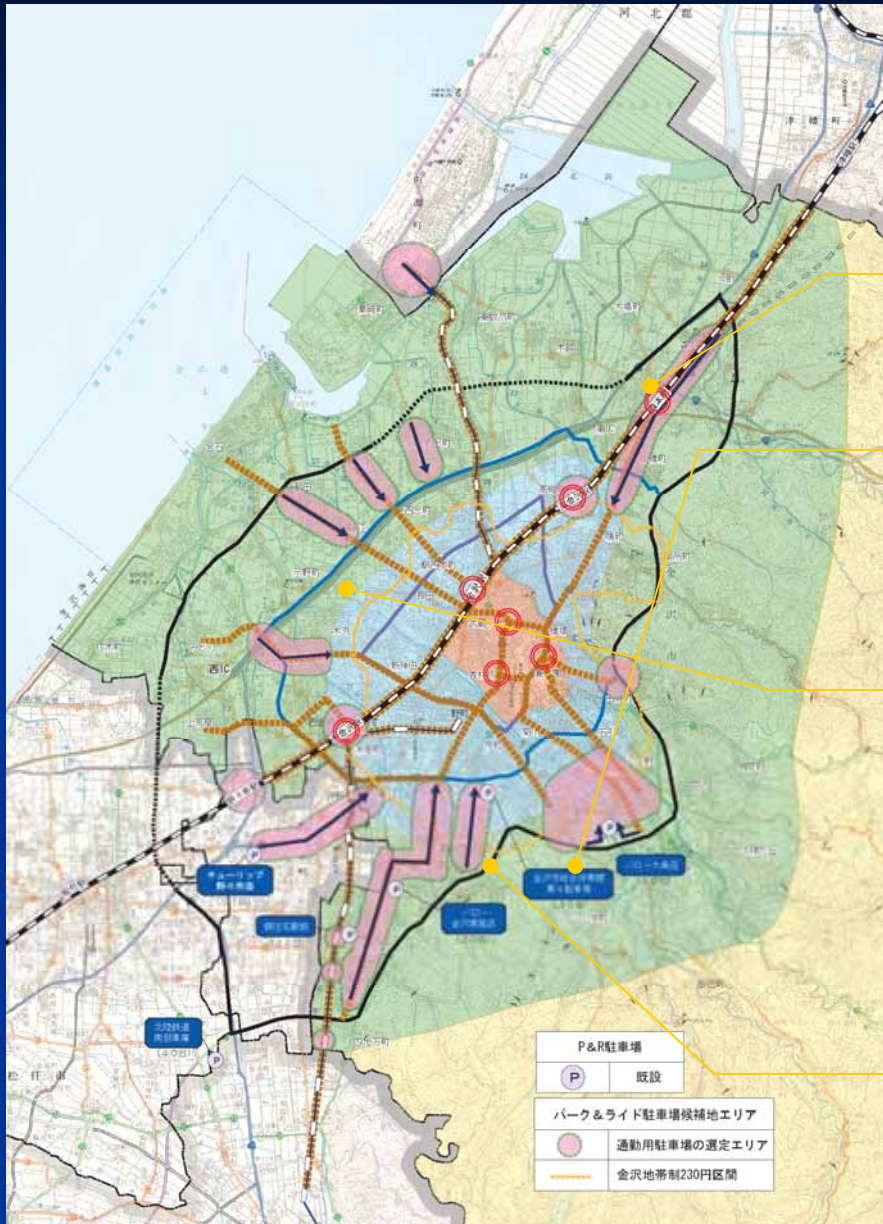
買い物時P&Rの実施 (日中や週末におけるまちなかでの駐車待ち渋滞の緩和)



通勤時P&Rの利用促進策の実施 (P&R利用者専用特急バスの運行、夜行便の運行、バス専用レーン・PTPSの導入、利用料金の低減ほか)



ゾーン内での移動手段の確保 (需要に応じたバス路線の確保、P&R駐車場でのタクシースペースの設置など)



4. 郊外ゾーンの基本方針と施策

4. 郊外ゾーン (住民参加も得ながら適正規模の移動手段の維持・確保を図るゾーン)

基本方針

- ・ゾーン全体としては、様々な工夫により、「外環状ゾーン」の公共交通重要路線までの移動手段を確保する。
- ・一定の需要があり民間事業者でも路線の採算性がある程度見込まれる地域においては、沿線住民の積極的な利用により、路線の維持を図る。
- ・民間事業者では路線の維持が図れない、又は維持が図れたとしても一日数便程度で極めて不便という地域については、スクールバスやジャンボタクシーなどの活用も視野に、地域住民が主体となって、需要の規模に見合った移動手段の確保を図ることも考えられる。市は地域と一緒にどのような方策が適切なかの検討に参画するとともに、支援方策も検討し、その促進を図る。

オンデマンドシステムの導入 (西日本JRバス)



地域の特性に応じたモビリティ確保の取り組みへの支援
(一定の需要が見込める地域での路線の確保、住民で自主運営する場合の支援ほか)



新金沢交通戦略のポイント

1. まちなかは歩行者・公共交通優先とし、公共交通の利便性を高める一方で、マイカーの流入を抑制
2. まちなかと郊外を結ぶ公共交通重要路線を設け、運行頻度等の利便性を向上させる
3. 環状バスの運行も実現することで、放射環状の公共交通ネットワークの構築を目指す
4. パーク・アンド・ライド用駐車場を計画的に設置（目標2,100台）することにより、郊外の公共交通不便地域の人にも公共交通への転換を促す
5. 料金低減や路線・便数の見直しなど、民間の公共交通事業者が実施すべき事項も市として提案
6. 「公共交通は究極的には市民が利用することでしか支えられない」との考えのもと、市民にも積極利用を呼びかけ
7. この戦略の実現に向けた制度的枠組みも体系的に構築（歩けるまちづくり条例、駐車場適正配置条例、公共交通利用促進条例（案）ほか）

新金沢交通戦略を支える制度的枠組み

歩けるまちづくり条例
(H15. 3)

歩けるまちづくりの推進
(通過交通の排除ほか)

駐車場適正配置条例
(H18. 3)

まちなか駐車場届出制度

パーク・アンド・ライド駐車場の設置

自転車等駐車対策及び放
置防止条例
(H6. 9)

自転車等駐車場条例
(H3. 3)

違法駐車等防止条例
(H4. 10)

公共交通利用促進条例(案)
(H19. 3予定)

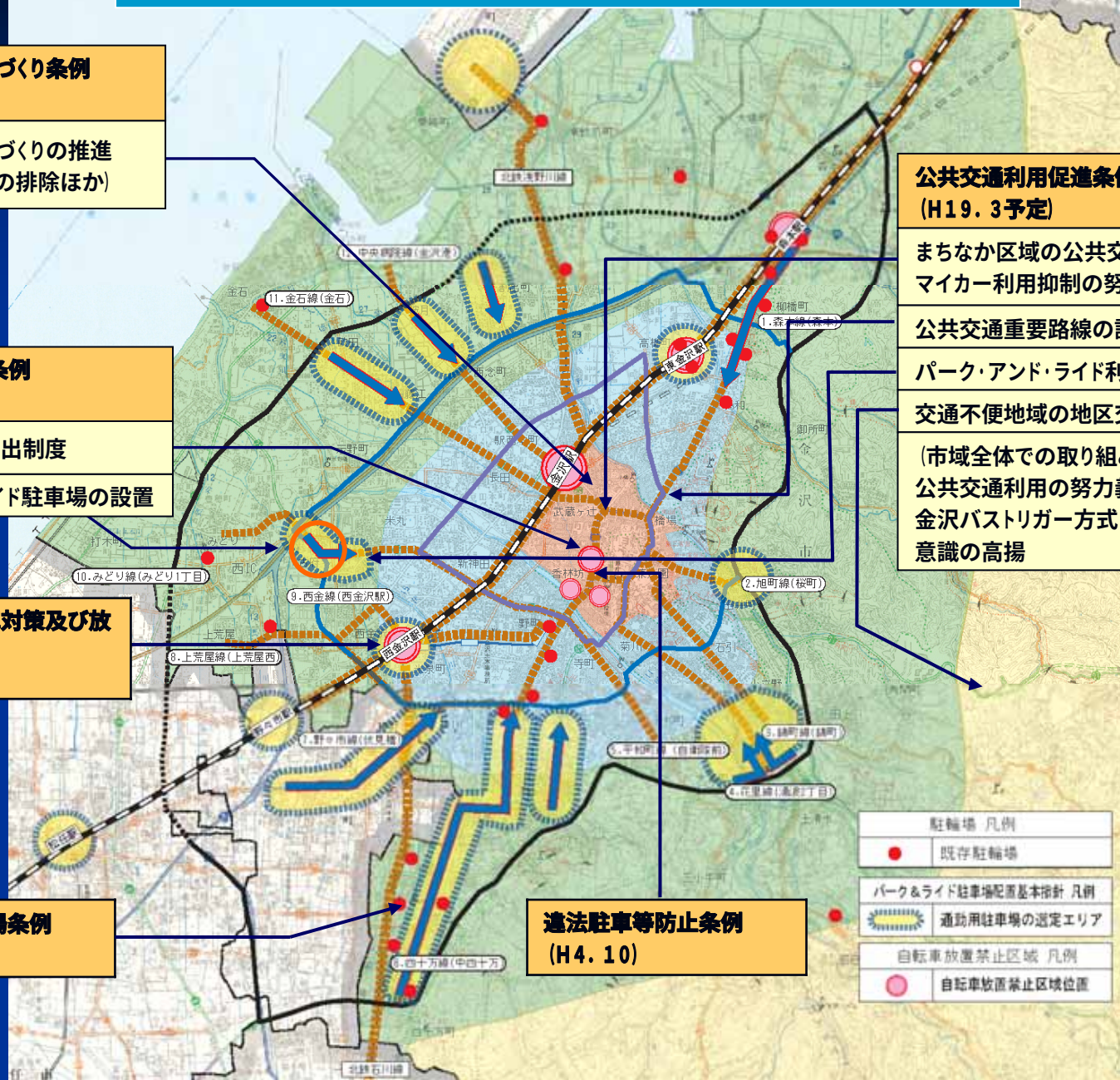
まちなか区域の公共交通利便性向上
マイカー利用抑制の努力義務

公共交通重要路線の設定

パーク・アンド・ライド利用促進

交通不便地域の地区交通計画

(市域全体での取り組み)
公共交通利用の努力義務
金沢バストリガー方式
意識の高揚



駐輪場 凡例	
●	既存駐輪場
パーク&ライド駐車場配置基本指針 凡例	
---	通勤用駐車場の選定エリア
自転車放置禁止区域 凡例	
○	自転車放置禁止区域位置

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例 (案)

責 務

(市)

- 総合的・計画的な施策の策定・実施とその際の市民等の意見の反映
- 公共交通の利便性向上に努力
- 特にまちなか区域内では公共交通での移動を円滑化

(市民)

- 公共交通の利用促進について理解と関心を深める
- 実施施策への協力
- 公共交通を利用するよう努力
- 特にまちなか区域内では自家用車の利用を控えるよう努力

(事業者)

- 従業員の通勤時における公共交通の利用促進等の努力
- 実施施策への協力

(公共交通事業者)

- 公共交通の利便性を高めるよう努力
- 実施施策への協力

金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例 (案)

基本的な施策

① 公共交通体系の実現

利用しやすい公共交通体系の実現に努める

② まちなか区域における公共交通の利用促進

まちなか区域全体の公共交通の利便性を高度に維持増進する等の施策を実施

③ 公共交通重要路線の設定

市は、利便性向上、利用促進等の施策を実施

市民・事業者は、公共交通の利用や公共交通機関の優先走行の協力に努める

④ パーク・アンド・ライドの利用促進

パーク・アンド・ライドの利便性向上に努める

(駐車場の設置、市民の利用の努力義務は、駐車場適正配置条例で規定)

⑤ 交通不便地域における地域交通計画

山間部等の交通不便地域で、住民主体で移動手段を確保しようとする際の支援

⑥ 公共交通利用促進協定 (金沢バストリガー方式の条例化)

利用者と公共交通事業者間の利便性向上に関する協定に対する市の認定制度

⑦ 意識の高揚等

意識高揚や市民等の公共交通利用促進に関する自主的な活動推進に努力